

指定認知症対応型共同生活介護及び 指定予防認知症対応型共同生活事業所ぬくもり運営規程

(事業の目的)

- 第1条 要介護者で認知症にあるもの(急性の状態にある者を除く)及び要支援者で認知症にあるもの(急性の状態にある者を除く)について、共同生活住居において地域社会と密着した家庭的な環境のもとに入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の世話及び機能訓練等、より良いサービスの提供を行い、利用者が有するその能力に応じた日常生活を営むことができるようにするため介護を行うこと(以下「共同生活事業」という。)を目的とする。
- 2 前項の共同生活事業には、短期利用生活介護及介護予防短期利用生活介護(以下「短期利用生活介護」という。)を含むものとする。

(共同生活事業の運営方針)

「ぬくもり」の運営方針は次のとおりとする。

- 一. 「ぬくもり」の介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう利用者の心身の状況をふまえ妥当適切に行うこととする。
- 二. 介護の内容並びにサービスの提供の方法については、利用者またはその家族が理解するよう事前に十分な説明を行い同意を得るものとする。
- 三. 介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為は行わない。
- 四. 「ぬくもり」における介護は、各利用者の介護計画に基づいて漫然画一的なものにならないよう配慮するとともに提供した介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称及び開設者等)

第2条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一. 名称 認知症対応型共同生活事業 ぬくもり
- 二. 所在地 熊本県宇土市松山町 1907 番地
- 三. 開設者 医療法人再生会 理事長 荒木 邦生

(共同生活事業の利用対象者)

第3条 共同生活事業の利用対象者は、次のとおりとする。

- 一. 要介護者及び要支援 2 にあるもので、認知症の状態にあるもののうち、次のものは共同

生活事業の利用対象から除くものとする。

- ① 認知症に伴って著しい精神状態を呈するもの
- ② 認知症に伴って著しい行動異常があるもの
- ③ 認知症の原因となる疾患が急性の状態にあるもの

(利用定員等)

第4条 認知症対応型共同生活事業 ぬくもり(以下「ぬくもり」)は利用定員 9 名とし、その利用定員以内において 1 名に限り短期共同生活介護等の利用が出来るものとする。なお短期共同生活介護等の利用期間は 30 日以内とする。

(共同生活事業所職員及び職務内容)

第5条 共同生活事業所に勤務する職員及びその職務内容等は次のとおりとする。

一. 管理者 1 名 【介護業務と兼務】

従業者及び業務の実施状況の把握、その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定事業の実施に関して、従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。

二. 計画作成担当者(介護支援専門員) 1 名 【介護業務と兼務】

適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成し、連携する他事業所・医療機関等との連絡・調整を行う。

三. 介護従事者 3 名以上 【小規模多機能事業所ぬくもりと兼務】

利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

四. 看護職員(外部委託) 1 名以上 【すみれ訪問看護ステーションとの契約】

日常的な健康管理を行い、医療サービスに必要な場合に適切な対応をとるなど医療連携体制を整備する。

(事業の内容及び説明と同意)

第6条 「ぬくもり」は、第 2 条で定める運営方針に基づき、介護計画作成担当者が作成した要介護者及び要支援者である利用者個々の介護計画により、利用者の自立向上に適合した介護を行い、且つ計画の実施状況についても評価、検討を行い、必要に応じて計画の変更を行うなど、利用者の生活機能の向上に努めるものとする。

2 提供する介護サービスは懇切丁寧を旨として行うものとする。

3 「ぬくもり」の利用に当たっては、利用者または家族に対して、重要事項説明書を交付して、サービスの提供方法等について解りやすく説明を行い、文書により同意を得るものとする。

4 生活介護の具体的内容は、次のとおりである。

一．身体介護に関すること

- ① 食事の介護
- ② 排せつの介護
- ③ 衣類着脱の介護
- ④ 入浴の介護
- ⑤ その他必要な身体介護

二．家事に関すること

- ① 調理(配膳、後片付けを含む)
- ② 衣類の洗濯、補修
- ③ 居室等の掃除、整理整頓
- ④ 生活必需品の買い物等
- ⑤ 関係機関等との連絡
- ⑥ その他必要な家事

三．相談助言に関すること

- ① 生活、身上、介護に関する相談、助言
- ② その他地域交流や家族との交流等

(利用料及びその他の費用)

第7条 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護並びに短期共同生活介護等を提供した場合は、厚生労働大臣が定める基準により算出した額とし、前記の各介護が法定代理受領サービスであるときは、厚生労働大臣が定める基準額を介護保険割合証の割合に応じた額とする。

2 前項に定める額のほか、次の費用の額を利用者から受取るものとする。

- (1) 居室利用料については、月額 45,000 円徴収する。
- (2) 食事の提供に要する費用については、次の額を徴収する
1 日:1,150 円(朝食:300 円、昼食:400 円、夕食 450 円)
- (3) 水道・光熱費については、月額 7,500 円を徴収する。
月途中の入退居時に関しては当月の日数により日割りとし、小数点以下四捨五入。
- (4) 共益費については、月額 3,200 円を徴収する。
月途中の入退居時に関しては当月の日数により日割りとし、小数点以下四捨五入。

3 前項の費用の支払いの受取りについては、利用者またはその家族に対し、事前に文書により説明を行い、同意を得るとともに同意書を受領するものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第8条 利用者はお互いによき隣人として、日常生活を通じて親睦を図り、協力し合って明朗で

秩序ある共同生活を営むことができるよう努力するものとする。

- 一．利用者は入居に当たって、医師の健康診断を受け健康状態や精神状態が、共同生活住居において生活に支障のないことを確認する。
- 二．利用者の私物の持込みについては、利用者の特に慣れ親しんだものやまたは愛するもの等で、共同生活を営むうえで支障を生じることがないものとする。
- 三．共同生活住居内の設備、備品等は決められた使い方によって利用するものとします。不注意または故意により、破損等の損害が生じた場合は、利用者に賠償していただくこともあるものとする。
- 四．利用者が承諾なしに他の利用者の居室に立ち入る等共同生活を営むうえで、ほかの利用者の迷惑となる行為は行わないこととする。
- 五．喫煙は原則禁止。飲酒に関しては所定の場所及び時間に限ります。所定の場所以外や居室内での飲酒は禁止する。

（非常災害対策）

第9条 「ぬくもり」利用者の安全を確保し、安心して介護サービスの提供が受けられるよう非常災害対策に万全を期するものとする。

2 事業所の防災計画については、くまもと心療病院の規程を準用する。

- ① 職員による夜勤体制を確保する。
- ② 消火設備等については、法令等による設備基準を十分に確保する。
- ③ 防火管理者及び災害対策責任者を置き、病院の防火管理者と緊密な連携を取りつつ年2回以上、定期的に利用者の安全を確保するために必要な訓練を行うものとする。

（緊急時における対応）

第10条 職員は、常に利用者の健康状態に留意するとともに異常を認めたとき、または緊急事態が生じたときには直ちにすみれ訪問看護ステーション、病院医師に連絡する等必要な措置を講じるとともに管理者に報告するものとする。

2 利用者の健康状態の急変に対応するため、必要な協力機関を設けるものとする。

（協力医療機関）

第11条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定める。

2. 事業所は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努める。
3. 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、他事業所等との間の連携及び支援体制を整える。

(医療連携体制の確保)

第12条 利用者の健康状態の確保、病状急変時の対応、または病院との連携のため、すみれ訪問看護ステーションとの24時間連絡体制を確保する。

- 2 利用者が重度化した場合の対応方針を定め、利用者及びその家族に説明し同意を得ておくものとする。

(事故発生時における対応)

第13条 サービス提供時に事故が生じた場合には、各利用者の主治医若しくは協力医療機関との連携により、速やかに人命保護、救命等必要な処置を行い、同様にご家族、保険者である市町村関係部署等に事故の報告をします。

処置の手順	主治医若しくは協力医療機関である くまもと心療病院の医師による処置、若しくは医師の指示による必要な処置を行います。 緊急を要する重大事故の場合は、利用者の状態により救急医療機関への搬送を速やかに行います。
連絡の手順	事故発生後 ①管理者 ②ご家族 ③市町村 介護保険関係部署の順に随時事故の内容、処置の内容、経過等事故の詳細報告を行います。
賠償責任	事故によって賠償責任が生じる場合は、基準第38条の定めるところにより速やかに処理解決するものとしします。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回開催し、その結果について従業者に周知徹底する。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(4)

(虐待防止に関する項目)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を6月に1回開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための研修を実施する。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するため担当者の設置
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを宇土市に通報するものとする。

(身体拘束廃止対策)

第16条 「ぬくもり」は、身体拘束等の適正化のための指針のもと、身体拘束廃止委員会を 3 月に 1 回開催し、廃止に向けた取り組みを行います。利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対して隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により行動を制限しません。

(地域との連携等)

「ぬくもり」が地域に開かれた介護サービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として、事業所に運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議の構成は、利用者・利用者家族・地域住民代表者・宇土市職員・区域を管轄する包括支援センター職員・その他介護サービスについて知見を有するものとし、共同生活事業所開設者が委託する。
- 3 「ぬくもり」は、運営推進会議を概ね 2 月に 1 回以上、活動状況を報告し評価を受けなければならない。

(損害賠償)

第17条 「ぬくもり」は、利用者に対する介護提供により事故が生じ、利用者に損害を与えた場合は、実情を調査し速やかに必要な損害の賠償を行うものとする。

(個人情報の保護)

第18条 「ぬくもり」の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業者は、職員が退職した後も正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じるものとする。
- 3 「ぬくもり」は、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該利用者家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない。

(苦情処理)

第19条 「ぬくもり」は提供した介護に対して、利用者や家族からの苦情については迅速且つ適

正に対応するため、苦情受付窓口を設置し、担当者を予め決めて、必要な措置を講じます。

- 2 前項の担当者は、苦情の内容、処理の経過、その結果等必要な事項について、苦情申立書を設けて記録するものとする。
- 3 「ぬくもり」は、その提供した介護サービスに関し、法令の定める市町村及び国民保険団体連合会による指示、照会等に応じ、また調査に協力するとともに、その指導、助言に従って改善を行わなければならない。

(介護記録台帳及び運営記録等)

第20条 管理者は、利用者ごとの介護記録台帳を整備して、介護サービスに伴う利用者の変化を把握し、介護計画上の評価を行うものとする。

- 2 管理者は、運営日誌を整備して、次の事項について日々の状況を記録するものとする。
 - ① 利用者の健康状況等で留意すべき事項
 - ② 夜勤勤務時の状況の記録
 - ③ 提供したサービスの内容
 - ④ 「ぬくもり」が行った各種の行事
 - ⑤ 運営推進会議に関する記録
 - ⑥ 医療連携に関する記録
 - ⑦ その他必要事項

(介護サービス情報の公表)

第21条 「ぬくもり」は、介護サービスを受ける利用者が、受けるべき事業所を適切に選ぶための情報提供として、法令に定められた介護サービス情報を年1回公表しなければならない。

(研修)

第22条 「ぬくもり」は、法令等で定められた研修については必ず受講させるほか職員の資質の向上を図るために必要な研修を年2回以上行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第23条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2. 「ぬくもり」は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
3. 「ぬくもり」は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他の事項)

第24条 この規定に定める以外の運営に関する重要事項については、管理者が開設者と協議して定めるものとする。

附則 この規定は、令和 5 年 2 月 1 日より施行

改訂	令和 5 年 4 月 1 日		
	令和 6 年 4 月 1 日		